

RP-A-26-1105-01

保全解除申請の受領・参照範囲照会履歴

説明の差替えと、申請の結論が維持された経過を記録します。

原資料作成日	2026.11.05
原作成・担当	沿岸業務区画整備事務局 資料調整担当
文書番号	RP-A-26-1105-01

2026-11-02、施設管理者再開発調整担当からFO-A-26-1102-02を受領し、既存の保全を継続したまま審査資料へ登録した。汐森への写しの受領番号はSM-S-26-021-08である。

11月4日、汐森からSM-Q-26-021-09を受領した。照会は、HF-I-26-0930-03が外装・封緘のみを確認し未開封であること、設備実施報告が変更後の範囲に限られること、合意範囲の完了だけでは保全解除条件を満たさないことを指摘している。

11月5日、申請者からFO-A-26-1102-02-R1を受領した。棚卸の内容一致の説明を撤回し、設備確認の説明を契約上の完了へ変更したが、解除申請は維持された。管理統括担当は原資料を照合するまで解除を決定しない旨を受領簿に付した。

受領と説明の変化

受領日	記録	説明／処理
2026-11-02	FO-A-26-1102-02	内容一致・全範囲確認を根拠に解除申請
2026-11-04	SM-Q-26-021-09	外装確認・実施範囲・解除条件について差異照会
2026-11-05	FO-A-26-1102-02-R1	契約業務の完了へ説明変更。解除申請は維持

RP-A-26-1105-01

保存記録 / 提供用抄録

提供・参照情報

提供日	2026.11.05
抄録作成日	2026.11.05
原資料の出所・保存経路	整備事務局の受領簿および汐森からの照会送付控え。原申請者と照会者の文面を引用区分付きで記録。
作成・提供の目的	初版、参照範囲の照会、回答と改訂を受領順に管理する。

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2026.12.14

初版 ↗

修正版 ↗

汐森の照会範囲決定 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内：<https://renewal.piveh.com/about-this-site/>